

【令和7年4月から】

杉並区の放課後等デイサービスの支給決定の考え方について（変更）

（1）支援の内容

生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

（2）対象者

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

（3）杉並区における取扱い

杉並区では、以下のとおり放課後等デイサービスの支給決定の考え方を整理しています。

①支給日数の目安

小学1年生～6年生 週3日（月15日）

中学生～高校生 週5日（ただし、各月の日数から8日を控除した日数）

※保護者の就労状況、健康状況等、放課後等デイサービスの利用が欠かせないと判断できる場合は、この日数を超えた支給決定をする場合があります。

②土日の利用について

放課後等の生活の場として、作業活動等の発達支援の場として、発達支援が必要な障害児が放課後等デイサービスを利用し必要な支援を受けられるよう、支給日数の目安の範囲内で土日の利用を認めます。

③その他留意事項

放課後等デイサービスの利用が障害児本人の健全な発達のために必要な支援となっているかを勘案し、支給決定します。

保護者の就労要件があり放課後の対応が必要となる場合は、学童クラブの利用を優先することとします。ただし、学童クラブでの利用が障害の状況から困難である場合は、状況を聞き取り放課後等デイサービスの利用について個別に判断します。